平成２８年（フ）第６４６号
福岡市東区香椎駅東３丁目２番35―302号
破産者　岡崎　真吾
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７０号
北九州市八幡西区鉄王１丁目４番12号（101）
破産者　三村　臣斉
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７６号
北九州市門司区田野浦１丁目17番３号
破産者　隈元　徳幸
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９３９号
札幌市西区西野５条４丁目６番１号
破産者　百瀬　　智
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津76番地１　笹森久造方
破産者　佐藤　正子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
仙台市太白区八木山香澄町34番８―503号
破産者　高橋めぐみ
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
仙台市太白区西中田６丁目20番３―102号、従前の住所仙台市太白区柳生７丁目９番地の６　コーポドリームズＢ棟101
破産者　土屋　夏子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８６号
仙台市青葉区折立１丁目17番22号　レオパレスアブニール折立114
破産者　山下　秀樹
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
秋田市南通亀の町６番９号　シティガーデン南通Ⅰ―301
破産者　根本　祐葵
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９号
秋田市桜台３丁目３番５号
破産者　ラーメンタンポポこと　三洲　龍之
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
新潟県三条市上保内甲768番地10
破産者　木口　貞司
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第６５号
新潟県加茂市陣ケ峰16番23号、住民票上の住所新潟県阿賀野市関屋84番地１　ラ・レジーナ　101号
破産者　田中　明子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第７７号
富山市窪本町14番43―709号　サーパス稲荷公園
破産者　大澤　洋平
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３２号
岐阜市則武西２丁目13番10―101号（シャルム栗本）、開始決定時の住所岐阜市下鵜飼1700番地５
破産者　和田ダクト工業こと　和田　　功
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４３２号
名古屋市港区高木町１丁目31番地の１　Ｉ・ＳＱｕａｒｅ107号、開始決定時の住所愛知県稲沢市平和町中三宅中屋敷142番地
破産者　**角**田　和稔
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４６号
愛知県東海市大田町天尾崎65番地
破産者　夜来香こと山口芳枝こと　陳　　麗安
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７８号
堺市中区深井北町735番地　１棟402号
破産者　川端　嘉子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
神戸市東灘区御影１―15―13　801号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番10―207号
破産者　焼肉尼崎牧場ことそうざいやおかんこと　丸橋　悦孝
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１４号
兵庫県宝塚市売布４丁目３番43号　パラッツオアンビェンテ102　森田様方、開始決定時の住所兵庫県加古川市別府町別府896番地の１アーデントブルーⅠ―204号
破産者　橋本　昌彦
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部